



選択的夫婦別姓制度の導入を！

司会 本多 広高 日弁連両性の平等に関する委員会委員長・東京弁護士会



大山 みこ 氏
経団連 ソーシャル・コ
ミュニケーション本部
統括主幹



井田 奈穂 氏
一般社団法人あすには
代表理事



野口 敏彦 氏
第三次夫婦別姓訴訟弁
護団札幌事務局長
東京弁護士会



佐藤 倫子 氏
日弁連選択的夫婦別姓
制度に関するWG事務局長
香川県弁護士会

法制審から四半世紀

【本多】 選択的夫婦別姓に関する法制審での議論等について、第二次訴訟で事務局長を務められた野口さんお願いできますか。

【野口】 1991年から、法制審議会民法部会で、婚姻制度等の見直し審議が行われ、1996年2月に法律案の要綱も答申されました。答申を受け、法務省が1996年と2010年に民法改正法案を準備しましたが、いずれも残念ながら保守派議員の反対により国会提出に至っていません。



「選択的夫婦別姓」でも戸籍はなくなる

【本多】 その法案の内容を教えてください。子どもの氏はどうなるのか、戸籍がなくなるのではないかと、いった疑問の声もあります。

【野口】 法務省案では、婚姻時に子の氏を決めることになっています。野党案や公明党案では、子の氏は、子の出生時に父母の協議で決定するということになっています。戸籍は勿論なくなりません。メインの民法750条については、どちらも「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する」という文言になります。

別姓訴訟のこれまで

【本多】 別姓訴訟のこれまでについて教えてください。

【野口】 1次訴訟が2011年2月に提起され、2015年12月16日に最高裁大法廷判決が下されました。合憲意見10人、違憲意見5人で、女性判事3人全員と2人の弁護士出身男性判事が違憲の意見を述べました。当時の日本の司法の状況を象徴的に表していたと思います。

ただ、規範部分では、憲法24条2項論の中で「立法裁量に限界がある」と明示しており、とても意味がある判決だったと思います。しかし、その規範と当てはめが合っていない。「旧姓の通称使用で一定程度不利益は緩和されるので立法裁量の限界を超えるものではない」という、全く中身の無いものになっていました。通称使用には限界があると強く主張していましたが、最高裁には理解してもらえませんでした。

2次訴訟は、2018年3月に提起しました。1次判決の当てはめの粗雑さ、通称使用の限界について徹底的に論じましたが、2021年から2022年にかけて、2015年大法廷判決の判断を変更すべきとは認められないとして退けられました。ただ、合憲の補足意見でも「事情の変化によって立法裁量の範囲を超えて憲法24条に違反するに至ることもありうる」と明示的に述べられていて、現在日弁連や経済団体、市民の皆さんの動きによって、日々刻々と事情の変化が生じているので、今年3月8日に提訴した第3次訴訟では、これまでとは異なる判断が出ると思っています。

陳情活動などに取り組む

【本多】 井田さんは、選択的夫婦別姓に関してどのような活動をされてきたのでしょうか。

【井田】 事実婚の夫が手術を受ける際、病院に「本当のご家族を呼んできてください」と言われてしまい、医療同意ができませんでした。それをきっかけに改姓しましたが、名義変更は2年をかけてもまだ終わらないぐらいたくさんありました。何故この苦勞をしなければならないのかと調べたところ、日本以外の国で夫婦同姓を義務付けている国がないことを知り、衝撃を受けました。法改正を申し入れようとお会いした松本文明議員元衆議院議員から、陳情をなさい、拉致被害者の会の方たちもそうやって声を届けていって政治的な 이슈にしたんだから、と言っていただきました。2018年から地方議会で意見書可決の取組を始めました。私たちが取組を始めた時点で可決されていた意見書は約50件でしたが、現在は全国で403件にのぼります。私たちが活動を始めたことで、議案提出してくださる議員が現れたり、見ず知らずの方が同じように陳情してくださったりして、今の403件という積み重ねになっています。

また、各政党に、旧姓使用の困り事、別姓家庭で育った子どもの声を届けるなど、勉強会を多数行っています。早稲田大学棚村教授と共同で、47都道府県の意識調査も行いました。

経済界の協力で「選択的夫婦別姓の早期実現を求めるビジネスリーダー有志の会」で集めた1,046名分の署名を政府に申し入れるという活動もできました。これは大山さんが最初に動いてくださったのが大きいです。

その後、活動を法人化し、広くジェンダー平等を目指して教育研修チームを作ったり、国連女性差別撤廃条約に基づく日本審査に向けてグローバルチームを作ったりしています。

地方での取組み

【本多】 佐藤さんも、香川県で陳情活動をされていましたね。

【佐藤】 弁護士として十数年、旧姓を使ってきましたが、限界を感じていました。まだ幼稚園生だった娘から「どうしてママは名字を譲ったの？」と聞かれ、説得的な答えが見つかりませんでした。娘に「あなたはもし結婚したら名字をどうしたい？」と尋ねたところ、娘は「今の名字がいい。私の名前には、この名字が合う」と誇らしそうに即答しました。私のときには間に合わなかったけれど、子どもたちのためにも選択的夫婦別姓を実現しなければいけないと思いました。

井田さんたちの陳情活動を知り、香川県で陳情を始めました。2020年の12月、私の住む三豊市で、県内初の選択的夫婦別姓導入を求める意見書が可決されました。香川県では、山下紀子さんをはじめとした「ぼそぼその会」のメンバーが地道に陳情活動を行い、本年3月、県議会を含む県内全ての自治体で意見書が可決されるに至りました。

日弁連の運動

【本多】 日弁連のこれまでの運動についてもお願いします。

【佐藤】 日弁連は、1993年に「選択的夫婦別氏制導入及び離婚給付制度見直しに関する決議」、1996年に「選

択的夫婦別姓制導入等民法改正案の今国会案程を求める会長声明」と「選択的夫婦別姓制導入並びに非嫡出子差別撤廃の民法改正に関する決議」を出しました。2002年、2018年、2021年にも会長声明を出しています。

現在の会長である測上玲子弁護士が事務総長だった2021年の8月、日弁連は「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」を発出しました。この意見書を携え、同年12月、日弁連理事による国会議員への一斉要請を行いました。

本年、日弁連初の女性会長として測上玲子弁護士が、選択的夫婦別姓制度の実現を公約に掲げて就任し、6月の日弁連定期総会で「誰もが改姓するかどうかを自ら決定して婚姻できるよう、選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議」を採択しました。本年6月にはワーキンググループも設置し、本格的な運動を開始しました。

経団連が選択的夫婦別姓の早期実現を政府に提言

【本多】 今年6月10日の、経団連による選択的夫婦別姓早期実現の政府への提言について、大山さん教えてくださいいただけますか。

【大山】 企業にとって、ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン（DE・I）はイノベーションの源泉であり、サステナブルな成長に欠かせない要素です。とりわけ人口の半分以上を占める女性のエンパワーメントに全力で取り組んでいかなければ、価値観が多様化し先行き不透明な時代の中



中で企業は生き残れない。そういう考え方の中で、各社の努力を加速する活動を進めてきました。一方、各社の努力だけでは解決できない、社会制度として見直しが必要な課題もあり、そのシンボリックな課題の1つとして「選択的夫婦別姓」を取り上げ、一人ひとりの「選択肢」を増やす観点からその必要性を提言しました。

【本多】 経団連が、通称使用の拡大ではなく、このたび選択的夫婦別姓を明確に求めた背景はどのようなもののでしょうか。

【大山】 コロナ禍だった2020年に実施した会員企業アンケートで、女性活躍を阻害する社会制度として、配偶者控除制度の見直しや家事支援税制の導入に加え、現行の夫婦同氏制度の見直しに対する声が寄せられました。これまで個人の問題とされがちだったこの問題について、恐らく初めてに近いかたちで、企業としての問題意識が可視化されました。

それ以前は、政府が「通称利用の拡大」の旗を振り、経済界もその方向で取り組んできましたが、やはり限界がある。今回の6月の提言の際も、会員企業に対するアンケートに加え、各社の女性役員の方々へのアンケートも実施し、現行制度の問題点や通称利用の弊害など、多くの具体的なファクトが寄せられました。

現行民法の規定上は、妻か夫のいずれかの姓を選ぶことも可能ではあるものの、実際は95%の夫婦が夫の姓を選び、妻が姓を改め、改姓による物理的・精神的負担が女性に偏っている現実があります。時代とともに変化し多様化していく価値観や考え方、社会実態に合

わせて、本人が希望すれば、自らの姓を選択できる制度の実現は、選択肢のある社会にむけたシンボリックな課題といえます。

通称使用をめぐるビジネス上のトラブル

【本多】 会員企業や女性役員からは、どのような声が上がりましたか。

【大山】 旧姓の通称使用は、9割以上の企業が認めています。しかし、企業向けのアンケート結果では、税や社会保険、契約書や登記など公的な手続き場面や、出張時の航空券や宿泊予約時に使う姓、また、人事部などが社員名簿などを扱うときに戸籍上の姓と旧姓を二重に管理するコストやシステム対応。さらに、今は3組に1組が離婚するといわれているなかで、そういうプライバシーに関わる情報まで知られてしまうなど、様々なトラブル例が寄せられています。

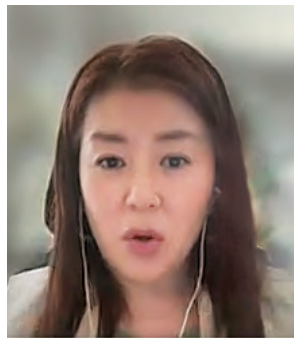
女性役員向けのアンケートでも、旧姓の通称利用では、何らかの不便、不都合・不利益が生じると回答した方が88%に上るといった結果でした。

通称と戸籍姓の違いによるトラブルや弊害の分かりやすい例として、海外渡航時のトラブルがあります。パスポートは旧姓の併記が可能ですが、ICチップやVISA、航空券は、国際基準に則って、戸籍上の姓しか登録されません。今は、入国審査は勿論、政府機関でも民間施設でも入館にあたってセキュリティーが強化されており、ICチップには戸籍姓しか入っていないので、いちいち足止めを食う。また、ダブルネームは海外では認知されていないため、自分で説明し証明しなければならず、時間のロスだけでなく、同僚や上司を待たせてしまったり、ややもすれば重要な商談に遅れてしまったらビジネスを失うかもしれない、といった精神的な負担やビジネス上のリスクも抱えています。

また、通称である時点で、生来の姓でなくなってしまうことによるアイデンティティの喪失を感じるというお声も寄せられました。

こうしたトラブルについて、通称使用の拡大や法制化をすれば解決できるとの指摘もありますが、通称はあくまで通称です。通称併記は、あくまで補足的な位置付けで、根本的な解決にはなりません。自分の生まれ持った姓を結婚後もそのまま戸籍名として使えることと通称として使えることには大きな差があるのです。

【井田】 JAXAに勤めている第三次訴訟の原告には、政情不安の地域であったり、軍事機密を扱う場所に入るのため、身柄を拘束される危険もある。一瞬たりとも自分の身元を怪しまれてはならないのでパスポート更新のたびに離婚・再婚を繰り返しているという方もいます。



戸籍名と通称の使い分けは苦痛

【井田】 また、戸籍名と通称の使い分けも不便です。この書類はどっちだっけ、この印鑑はどっちだっけ。

このシステムには戸籍姓しか入れられないから旧姓が使えない、結婚や離婚のたびにプライバシーを開陳するのも不快です。

当然、相手方は戸籍姓のみで手続きをしたい。面倒ですから。そこを頼み込んで、断られて、何とか交渉して、結果認められたり駄目だったり。トラブルが起これば毎回謝る。このサイクルが離婚か死亡まで続くのが旧姓使用の実態だと感じています。

これはやってみないと分からないので、最高裁の男性判事、旧姓の通称使用でいいじゃないと言った方には是非経験して実感していただきたいです。

自分のものではない名前と呼ばれる苦痛

【井田】 そもそも自分のものではない名前で認識され、呼ばれる、名乗らなければならないこと自体でメンタル不調を生じる人も、思った以上に多い。改姓に耐えられず適応障害を発症する方、うつ病を発症する方もいます。望まないあだ名で日々呼ばれる学校生活といえは想像できるでしょうか。

70代と80代のご夫婦、妻は、自分の名前を取り戻して死にたいと切実に思っている、夫も妻の思いを叶えてあげたいとおっしゃっていました。半世紀にわたって女性たちが声をあげてきたにもかかわらず、ずっと無視されてきたことによって、この年代の人が今も苦しんでいる。

結婚を躊躇する理由に

【井田】 旧姓使用では、生活に支障が出る。しかし事実婚で子どもを産むのは不安だという方も非常に多いです。海外に出て日本に帰らないようにしようと考えているぐらい思い詰めている人もいます。通称使用自体が本当に負担で、これが結婚や出産を踏みとどまる理由になっています。

一つ一つは小さな不都合かもしれないが

【大山】 私どもの提言の中のトラブル例の中には、一つ一つを取ってみると、女性一人一人が手間や時間をかけて自分でこつこつ乗り越えられる、頑張れば何とか解決できるものもあります。

しかし、これだけ多くの女性が社会に出て活躍している中で、個人で解決しろという段階ではない。日常生活において、一つ一つのトラブルに直面する度に、少しずつ心を擦り減らしている方々の声を真摯に受け止め、社会制度としてきちんと対応していく必要があります。

弁護士の通称使用の困難

【本多】 弁護士の通称使用はどのようになっていますか。

【佐藤】 弁護士の場合、旧姓などを「職務上の氏名」として日弁連に届け出ることができます。弁護士が名前を使い分けると混乱を招くので、届け出た以上は原則として職務上の氏名を名乗らなければなりません。

しかし、確定申告、社会保険手続、クレジットカード、その他各種契約、業務に必要な手続で職務上の氏名でできるものなどほとんどありません。口座開設を

認めない金融機関も未だにあります。

任意後見、未成年後見では、登記や未成年者の戸籍に後見人の戸籍名が載ります。成年後見の場合も、登記への戸籍名記載が余儀なくされるケースが少なくありません。行政の委員などでも、職務上の氏名の使用を断られたケースが聞かれます。

役員登記、最近では不動産登記もですが、旧姓を併記できるようにはなりました。しかしあくまで併記です。名前が二つあれば市民に混乱を招きます。併記できればいいというものではありません。

弁護士の業務は多岐にわたります。相手次第で職務上の氏名が使用できなかつたり、結果的に使用できたとしてもその都度交渉を要したり、手続きが煩雑だったり、多大な時間や労力、精神的コストを費やします。

私は、日弁連で職務上の氏名に関するワーキンググループの座長もしておりますが、やはり通称使用には限界、如何ともしがたい壁がある。抜本的解決には選択的夫婦別姓の導入しかありません。

氏名は個人として尊重される礎

【本多】 氏について、人権論的な視点から野口さんお話しいただけますか。

【野口】 著名な判例として、1988年の在日コリアンの方の氏名をNHKが日本語読みした事件の最高裁判決があります。最高裁第3小法廷が「氏名は人が個人として尊重される基礎であって、その個人の人格の象徴」だと明確に述べています。



第1次訴訟の原告に塚本協子さんという方がおられました、「私は最期まで塚本協子として生き、塚本協子のままで逝きたい」といつも仰っておられました。そのことを弁護団一同、深く胸に刻んでいるところです。

選択的夫婦別姓と家制度、個人の尊厳

【野口】 そのような人格の象徴である氏名、氏を、夫婦の一方が婚姻時に強制的に変更させられる現行制度は、1947年に廃止されたはずの家制度の名残です。個人の尊重に最大限の価値を置く現行憲法の下では到底許容されないはずですが、何故か残ってしまっている。

NHKの朝ドラ「虎に翼」の中で、よねさんというキャラクターが憲法14条について「ずっとこれが欲しかったんだ、私たちは」「これは自分たちの手で手に入れたかったものだ。戦争なんかのおかげじゃなく」と言っていました。この言葉が正に当てはまるのが、家制度の実質的な廃止を意味する選択的夫婦別姓の導入の問題だと思っています。

憲法をめぐる議論という、どうしても憲法9条の話、戦力を持つのか・持たないのかという話ばかりになりがちですが、より国民生活に直結するのは憲法24条の方です。先の大戦時には、家制度の下、戦争反対と言うと「非国民」と言われました。そのような「全

体主義」を廃して「個人主義」を導入したのが憲法24条です。しかし、残念ながら憲法の下位法である民法や戸籍法が夫婦同氏を強制しているために、個人の人格の象徴である氏を夫婦の一方が強制的に変えさせられる現象が起きています。かつ、約95%の夫婦で女性が被害を被っており、両性の本質的平等も侵害されています。この「憲法秩序のねじれ」を、直ちに解消することが必要です。

女性差別撤廃委員会による勧告

【本多】 結婚で姓を変える95%以上が女性です。女性の権利や女性差別撤廃、国際人権の視点からはどうでしょうか。

【野口】 日本は、1985年に女性差別撤廃条約を批准しました。この条約の16条1項は、「締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる」とし、特に確保されるべきものとして同項(g)に、姓を含む夫及び妻の同一の個人的権利を掲げています。

日本政府は、国連女性差別撤廃委員会から、2003年、2009年、2016年の3回、夫婦同氏制度が差別的だとし、是正を明示的に求める勧告を受けていますが、日本は未だにそれに対応していません。今年10月にも女性差別撤廃委員会が日本の女性政策をめぐる対面審査を実施する方針ということで、このままいけば2016年以来8年ぶりに、改めて選択的夫婦別姓の導入を求める勧告が出されると思います。

【井田】 もともと特に手続きをしなければ夫婦別姓という国も多くありますが、国連は、1970年代から、自由権規約や女性差別撤廃条約で、男女に平等な選択肢を保障することを締約国に義務付けており、各国はこれに基づいてどんどん法改正をしました。なぜか本日に日本だけが残っているという状況です。

最後まで残っていたトルコについても、行ったり来たりしながらではありましたが、今年1月から、裁判所の許可なしに女性が本来の姓の単独使用できるようになりました。今年の審査でも日本に対し勧告が出されるのではないのでしょうか。

日本は、国連女性差別撤廃委員会から勧告を受けていた他の家族についての問題、例えば、婚外子の相続分差別や女性の再婚禁止期間の廃止は実現しました。選択的夫婦別姓は、ジェンダー平等のために最低限やらなければならないと考えています。

10月の国連女性差別撤廃委員会の日本審査に、「あすには」からも、グローバルチームからメンバー6名を派遣します。

委員に分かっていただきたいのが、他の国々だと、コモン・ロー・マリッジやPACSなど、さまざまな形のカップルの法的な保障を認めている国々が多く、日本でも事実婚でいいじゃないかという話になりがちですが、日本の事実婚は法的保障に非常に欠けています。男女の法律婚しか選択肢がないなか、女性が結婚で姓を変えた途端に、例えば、夫や夫の家族から「嫁扱い」、夫の家に入った一番下の位の人と扱われることに驚き、ショックを受け、自分の姓を取り戻したいと言う女性が非常に多くいます。ジュネーブに是非この話を持って行ってくださいと言うメンバーの体験談を集めました。

ぜひ皆さんに知っていただきたいのは、他の国々でも差別があったけれど解決してきたということ。そして、国が、今、世論調査で意見が分かれていることを言い訳に使っているわけですが、女性差別撤廃委員会は、2009年の勧告で、女性差別撤廃条約に沿うように法整備することが締約国の義務であり世論調査の結果に依存するなど釘を刺しているのです。世論調査がどうこうというのは全く言い訳にはならないということ、ぜひメディアの方にも今一度取り上げていただきたいです。

【大山】 日本は、もう少しグローバル目線で物事を見ていくべきです。日本の中では通じる論理も、世界に出れば通用しないことがある現実を踏まえて、制度設計をしていく必要があると思います。

近年、グローバルな経済活動の中で、ビジネスと人権の議論が進化しています。欧米を中心に取り組みが進む中、日本が追い掛けている状況です。通称使用の小さなトラブルやトラブル解決という側面の先にある、大きな、より重要な問題として、まさに人権とか、アイデンティティとか、そういったところをきちんと、数の論理ではなく、たとえ少数であっても人権として尊重していく、制度として担保していくという考え方が重要です。

その際、単に海外の制度と同じにすれば良いということを行っているのではなく、多様性を尊重し、一人ひとりの人生の選択肢を増やす、という根っこにある考え方をグローバルスタンダードにしていくことが必要であると思います。

子どもはかわいそうではない

【本多】 子どもがかわいそうだという話について、ご意見をお願いしたいです。

【井田】 別姓の家庭で育った子どもも非常に多く、座談会を何回かしたことがあります。

周りの子と同じように育っていて、「お父さんとお母さんが生まれ持った氏名だけで何がかわいそうなのか。理由がよくわからないので説明してほしい」という子どももいました。「両親は、お互いを尊重し合うために事実婚でいざるを得ない。でも法律婚したいと言っているの、もしかかわいそうかどうかであれば、両親が結婚できるようにしてほしい」というような子どもが多いです。初めから両親の姓が違うものと認識している、それが自然だと思って育った子どもにとって、それ自体は決してかわいそうでも何でもないと。

別姓だとかわいそうというのは、今、夫婦同姓が当たり前だとされる社会だからです。選択肢ができれば別姓も当たり前になるので、決してかわいそうなことではありません。他国ではそれぞれの姓を保ったまま結婚ができる。そういった国々で子どもがかわいそうな社会問題が起きているのか？私は見たことはありませんし、日本でも国際結婚の場合は別姓が基本です。家族の絆は、名字に左右されません。

世論調査でも過半数が賛成と言われる 選択的夫婦別姓実現が進まない理由

【本多】 世論調査でも選択的夫婦別姓に賛成が過半数と言われるなか、なぜなかなか進まないのでしょうか。

【野口】 反対派のイデオロギーを乗り越えられないからという一点に尽きると思います。安倍元総理が「美しい国へ」という本を書かれておられますが、保守派にとっての「美しい国」とは依然として明治時代の社会モデルのようです。異性の夫婦が、同じ氏で、子を持ち、家族を形成し、「国家という大きな家族」の中でピラミッド構造を構成する。そういう「国としての統一性」をもって「美しい」と述べているようです。しかし、個人の尊重を基本原理とする現行憲法、家制度を否定した憲法24条の下では、その構造は許されません。憲法24条が規定された意味を、改めて深く理解する必要があると思います。

合理性の観点からは、この論点については選択的夫婦別姓を導入したほうが合理的に決まっているわけです。同姓を望む方も別姓を望む方もどちらも幸せになれるんですから。最終的なポイントは、そのような「合理的だと分かっている選択を、日本人ができるかどうか」だと思います。社会制度については、必ずしも全て合理的なものが採用されるわけではありません。歴史的・文化的な経緯により、不合理な慣習が残されることもあると思います。それでもこの問題については、氏の問題で結婚できない人たちが現実に多く存在していて、議論は既に尽くされています。残念ながらこの国の民主主義は十分に機能しておらず、だとすれば裁判所では是正するしかないのですが、裁判所も司法消極主義によって仕事をしない。正に「変わらない日本」の象徴的な問題だと思いますが、最終的にはやはり国民が自らこの問題の意味をしっかりと理解して自分たちで法改正をする、新しい秩序を自分たちで創ることが重要だと思います。

【井田】 2021年の衆院選で、自民党の議員の方々が、選択的夫婦別姓反対等を掲げた神道政治連盟の公約書に署名を求められ、202人現職議員が署名したことを、2023年4月22日、東洋経済が報じました。統一地方選でも同様だったそうです。非常に狭い家族観を強要する政策を、候補者に踏み絵として踏ませていたわけですが、こうしたことが可視化されるようになった。今後も可視化の流れは止まらないと思います。陰で人権をないがしろにするような宗教団体への公約は、今後にはあってはならないと思います。

また、自民党は、部会や総務会を全会一致で通さなければ自民党から法案が出せません。そのような場合は密室なので、国民は見ることができません。第5次男女共同参画基本計画の議論で選択的夫婦別姓の記載が削られたときのように、なし崩しで旧姓の通称使用拡大になってしまう、というのが一番よくないです。私としては、党議拘束を外しましょう、と。密室の党内議論ではなく、国会という衆人環視の開かれた場で、それぞれの議員が責任を持って、民主主義にのっとって議論していただきたいと思っています。

私たちは、当事者団体として、経済界の方々や法曹界の方々、そして本当に心あるいろいろな団体の方々としてしっかりと手を携えて、「これはもう国会で議論すべきことですから、早期に、来年の通常国会でやっていただきたい。もし党の結論が出ないのであれば党議拘束を外して議論してほしい」という提言をしっかりとしていきたいと考えています。

【大山】 日本は積み上げの議論をしがちで、多様な価値観を前提に、何か政策を大きく新しい方向に変えていくことがなかなかできない。そうこうしているうちに、社

会実態のほうが先行してしまっている、そんな状況にあると思います。同質性の高い社会から、自分と異なる価値観や考え方もリスペクトして、多様性をチカラに成長していくというマインドが重要だと思います。

その前提として、選択肢や権利は保障するけれども、責任をもって自分で選択していく。そんな自立した個人を前提に考えていく時代を迎えていると思います。

【本多】 なかなか進んでこなかったわけですが、情勢が変わってきているとも感じます。

【井田】 立法府の中で議論が硬直し先に進まない間に、世論は大きく動きました。経済界も、各団体が声明や政府提言を出しています。

また、首長の意識調査が行われていて、集計が今されているようですが、8割ぐらいの首長が選択的夫婦別姓に賛成しているという調査結果が間もなく公開されると聞いています。

このような状況で何にしがみ付いているのか。海外からさまざま取り入れることは日本の素晴らしい部分だと思います。経済的な指標も落ち込むなか、大山さんがおっしゃるように、多様性を力に変えるときではないでしょうか。あとは国会の中で決めるだけです。期待しています。

【大山】 この選択的夫婦別姓の問題は、長年この問題に取り組んでこられた当事者団体の皆さんはもとより、法曹界、労働組合、メディア、地方自治体、そして我々経済界など、多くのステークホルダーが今同じ方向を目指して問題提起しており、かつてない機運の高まりを感じております。

こうした声を受け止め、自民党の中に、ワーキングチームが設置され、先の総裁選でも争点の一つとなり白熱した議論が交わされ、これから議論が本格化していくことを大いに期待しているところです。

同時に、この議論は、法制審議会の答申が出されてから30年近くが過ぎています。議論は尽くしていただきつつも、スピード感も忘れずに取り組んでいただきたいと思っています。

そういった意味では、野心的ではありますが、是非、次期通常国会への法案提出を目指して検討を進めていただき、国会での建設的な議論を通じて、望ましい制度の導入を期待したいです。

また、この問題は、どうしても女性の問題と片付けられがちですが、結婚には相手がいるわけですし、これから結婚というライフイベントを迎えていく若い世代の人たちを含めて、誰でもが当事者になり得る課題なんです。

そういった意味でも、この問題の正しい情報発信が必要で、皆さん一人ひとりが、正しい情報を得て自分事として感じ、考えていただく必要があります。経団連としても、そうした問題意識の下で、色々な形で情報発信を行っていく予定です。

【本多】 日弁連の今の状況、今後どういうことをしていくかについてお願いします。

【佐藤】 日弁連は、先に述べた総会決議やワーキンググループ設置により、体制を整えた状況です。

そして、7月には、各弁護士会に対し、地方議会での意見書採択を目指す活動をお願いしました。市民の皆さんが各地で地道に展開されてきた意見書採択の運動を、各弁護士会でも力を入れていただきたいというものです。市民の皆さんと連携を取りながら、日弁連、各弁護士会、各地で頑張っていきたいと思っています。

また、会長自らが各所に出向き、発信させていただ

いています。会長をはじめとした我々日弁連、各弁護士会による積極的な社会への発信、ロビー活動、また、経済界の皆さんとの連携など、積極的に行ってまいります。

来年の通常国会には、ぜひ自民党も含めた形で法案を提出していただき、国会の場で議論し、成立させていただきたい。私たちも頑張ります。

【本多】 国会議員の皆さんや政府に望むことをお願いいたします。

【野口】 国会議員の皆さんがそれぞれの政治信条に従って活動されることは当然なことで、やむを得ないところはありますけれども、忘れて頂きたいのは、国会議員はあくまでも「国民の代表」だということです。特定の支持母体のためだけの活動をするのではなく、「最大多数の最大幸福」のための活動に徹して頂きたいと思います。国民の意見が分かれているのであれば、その双方が幸せになれる結論が明確にあるわけですから、単純にその結論を選択して頂きたいです。

保守派の皆さんは「夫婦別姓を導入すると家族が壊れる」と仰いますけど、夫婦別姓を望んでいる家族に別姓婚を認めたところで、「その家族」が壊れることはありません。保守派の皆さんは「国家という大きな家」が壊れると仰っているのだと思いますが、その価値観自体が現行憲法の施行により否定されたのであって、先の大戦の反省はどこに行ったのかと強く思います。

多様性が認められる世の中はどうしてもバラバラにはなるわけですが、一人ひとりが自分の好きな生き方・得意な生き方で遠慮しないで生きていく、それが社会全体の活力につながっていくのだと思いますので、そのような寛容な社会の実現を目指して頂きたいと願います。

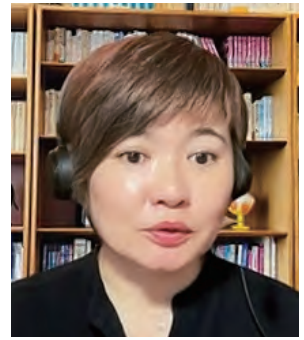
【井田】 当事者の声を国会議員の方々に届けて6年目になりますが、まだまだ全ての方には届けられていません。子どもがかわいそうであるとか、家族が壊れるというご懸念をお持ちの方には、ぜひ当事者の困り事や、別姓の家庭の話をお願いいただければと思うので、もし何か疑問があれば、イメージでお話をするのではなく、ぜひ当事者の声を聞いていただきたいです。

私個人は、これは人権の問題であり平等の問題だと思っていますが、経済合理性と少子化の観点、この二つでもいいので、ぜひ興味を持っていただきたいです。

経済合理性、人口の半分が働きづらい状況をそのままやっただけで放置しておくとうどん日本国際的な競争力が下がっていく。

また、少子化についてですが、国立社会保障・人口問題研究所で初めての女性所長に就任した林玲子さんは、日経新聞で「選択的夫婦別姓の導入は、少子化対策の観点から見逃せない課題」と述べています。自分の姓のままでいられるならすぐにでも結婚したいという人に結婚できる選択肢を設けず、何が少子化対策かと思っています。マッチングアプリや婚活事業をやる前に、結婚したい人をまずさせてあげる。そういう寛容な政治をぜひお願いしたいです。来年の通常国会で法案が成立することを願っています。

【大山】 一人ひとりの姓名は、性別にかかわらず、自分のキャリアそのものであったり、人生が凝縮された



もの。だからこそ、Forward Looking（未来志向）な発想で、次世代の皆さんのためにも、多様な価値観を尊重し、選択肢のある社会を実現する。そのシンボリックな政策として、選択的夫婦別姓を一刻も早く実現していただけることを強く願います。

（2024年8月9日実施）

- ※① 地方議会における選択的夫婦別姓制度の推進の意図での意見書は、2024年10月9日現在で424件にのぼっている。
- ※② 共同通信が全国の都道府県知事と市区町村長に実施したアンケート調査の結果が本年9月16日に公表された。それによると、全国首長の約8割が選択的夫婦別姓制度導入に賛成している。



「第1回弁政連支部サミットin札幌」のご報告

札幌支部 支部長 八木 宏樹
千葉県支部 支部長 拝師 徳彦

令和6年6月21日（金）午後3時から、札幌弁護士会館において「第1回弁政連支部サミットin札幌」を実施しましたので、以下のとおりご報告いたします。

1 開催の趣旨

弁政連の各支部は、本部理事会や支部懇談会で活動報告を行う等して、いわば本部との関わりの中で情報共有を行ってきました。

この度の弁政連支部サミットは、有志の支部が参加し、日頃、各支部が活動をしていく中で悩んでいることや工夫していることについて情報交換をし、支部間の交流を図るとともに、今後の各支部活動の活性化を図ることを目的として行われたもので、弁政連本部の公式行事ではなく、あくまでも有志の支部により行われたものです。

2 参加支部・議題

- (1) 参加した支部は、札幌支部、釧路支部、函館支部、新潟県支部、長野県支部、三重県支部、香川県支部、千葉県支部の8支部です。

なお、本部からは、来賓として、小林理事長、齋藤幹事長（千葉県支部）、笠井副理事長、奥副幹事長もご参加いただきました。

参加人数は、全員で35名です（本部からの来賓4名を含む）。



- (2) 議題は、事前に案を募り、以下の8点を中心に意見交換を実施しました。
- ① 各支部の事務局体制
 - ② 各支部のパーティー券の購入状況
 - ③ 候補者に推薦状を出す運用基準及び悩んだ事例
 - ④ 弁護士出身の地方議会議員輩出に向けた活動の有無・内容
 - ⑤ 選挙における挨拶依頼の対応
 - ⑥ 地域司法充実のための地域連携、その他単位会の各種委員会との連携
 - ⑦ 支部会員の増員に向けた対策及び会費納入漏れに対する対策
 - ⑧ 次回以降の支部サミットの開催について

3 雑感

- (1) 意見交換の結果、議題によっては、支部によって地域差があることが改めて分かりました。支部によっては、政治情勢として政権与党が議員のほとんどを占めており、政治的中立性を保てるのかという点を悩みながら活動を行っているという報告もありました。
- (2) 他方で、弁政連は、特定の政党や議員を支援するための政治団体ではなく、公益のために、日本弁護士連合会の立法制度等に関する意見を政治に届けるための架け橋であるという点については、どの支部も共通の認識を持っていることも再確認することができました。
- (3) 最後に、今後の弁政連支部サミットの持ち方についても協議を行いました。
前記1のとおり、本サミットは弁政連支部の有志により行われたものです。本部理事会や支部懇談会を通じて支部間の情報交換は図られている面もあることから、今後の弁政連支部サミットの持ち方については、あくまでも支部有志で行うこととしました。
また、開催の頻度は、毎年ではなく、2年ないし3年に1回等、隔年以上の頻度で行うのが相当であるということについて異論は出ませんでした。
そのため、次回の開催時期や場所について正式な決定は致しませんでした。今後も弁政連支部サミットは定期的実施をする予定です。
- (4) 今回の支部サミットに参加いただいた各支部の皆様及び本部の皆様にご報告とさせていただきます。この度は誠にありがとうございました。



本部・支部人事（ ）内は前任者

2024年8月23日付
常務理事 吉岡 毅 (八木 清文)

福井県支部 5月28日付
支部長 島田 広 (寺田直樹)

大阪支部 2024年5月7日付
幹事長 溝内 友香 (森本 宏)

三重県支部 7月26日付
支部長 内田 典夫 (森川 仁)

ご挨拶

2013年4月から務めていた広報委員長を2024年10月23日をもって退任します。
この間、「再審法改正問題」等の座談会企画に注力し、誌面の充実化を図ってきました。
弁政連が今後さらに影響力を拡大することを期待します。

広報委員長 斎藤 義房

編集後記

働きやすい環境の整備と少子化対策のためにも、「選択的夫婦別姓」を！
この間まで暑さが堪える日々かと思えば、もう寒さを感じます。体調にはご留意を。
若者たちは『選択的夫婦別姓』を求めています！
今夏の暑さ、我が家の干し柿作りにも影響！
寒くなったと思った途端の真夏日。衣替えが出来ません

(さいとう)
(おがわ)
(いしい)
(こだいら)
(あんどう)